第二百十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「。以下「法」という。」を削る。

第七条第一項中「、育児時間、子どもの看護等休暇、」を「及び」に改め、「及び短期の介護休暇」を削る。

第十二条第一項中「、育児時間、」を「及び」に改め、「及び短期の介護休暇」を削る。

附　則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

育児及び介護と仕事との両立を支援するため、育児時間、短期の介護休暇等の報酬の取扱いを改めるほか、規定を整備する必要がある。